

VI 本町の児童福祉制度の概要

1 障害児通所給付事業

〔目 的〕

障害者自立支援法により障害種別ごとに分かれていた施設体系について、2012年4月1日の法改正により入所・通所の利用形態の別により一元化し、障害児にとって身近な地域で支援が受けられるようにする。

〔対象者〕

18歳未満の身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者で、通所サービスが必要とし、「通所給付受給者証」を交付された者。障害者手帳等の所持の有無は問わない。

〔サービス内容〕

種 類	内 容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して、発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に、授業後・夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問	障害児が保育所や学校などで集団生活を送るための支援を行います。

〔支給状況〕

年 度	2023年度		2024年度		2025年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
児童発達支援	1,000件	105,118,555円	1,099件	149,650,896円	1,011件	181,580,903円
居宅訪問型児童発達支援	0件	0円	0件	0円	0件	0円
医療型児童発達支援	9件	496,550円	1件	44,490円	0件	0円
保育所等訪問	9件	195,089円	31件	480,667円	15件	292,938円
放課後等デイサービス	1,895件	149,345,760円	1,935件	175,116,309円	2,043件	195,239,321円
相談支援給付費	604件	10,436,239円	683件	13,015,646円	685件	10,827,083円
通所医療費	5件	14,695円	0件	0円	0件	0円
高額通所給付費	2件	55,706円	3件	97,647円	5件	108,245円
合 計	3,524件	265,662,594円	3,752件	338,405,655円	3,759件	388,048,490円

2 なかよし学園（児童発達支援事業）

〔設 置〕

言葉の発達の遅い子や体力のない子など、発達がアンバランスな傾向にある子を、保護者とともに通わせて、日常生活に必要な基本的な生活習慣(排泄・食事・衣服の着脱など)の指導及び集団生活への適応の訓練を行い、児童の健やかな発達を促す。

〔対象・定員〕

対象：小学校就学前の児童であって、児童福祉法第21条の5の5の規定による障害児通所給付支給決定を受けた者

定員：25名

〔園児の推移〕

単位：人

年 度	2024	2025	2026
園児数	28	27	21

4月1日現在の利用契約者数

〔園児の主な状態・年齢〕

単位：人

主な症状	多動	自閉症スペクトラム	ダウン症	発達遅滞	言葉遅れ	その他	合 計
児童数	1	7	0	4	8	1	21
年 齢	(1歳)0人 (2歳)1人 (3歳)7人 (4歳)10人 (5歳)3人						

2026年4月1日現在

〔費 用〕

利用料：児童福祉法に基づき算定された費用の原則1割(所得により負担上限あり)

給食費：大人320円/食、小人160円/食

〔療育日・時間〕

月曜日～金曜日 9：00～15：00（土・日曜日、祝日、12/29～1/3は休園）

〔デイリープログラム〕

9:00 登園
9:30 体操・散歩・運動あそび
10:15 朝の会
10:30 設定・自由あそび
11:30 給食準備・給食・片付け
13:00 自由あそび・おやつ
15:00 降園

3 東浦町遺児手当

〔目 的〕

遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図る。（「東浦町遺児手当支給条例」）

〔認 定〕

手当の支給を受けようとするときは、東浦町長の認定を受けなければならない。

〔支給対象者〕

町内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護している父、母又は養育者

- ①父又は母が死亡した児童
- ②父又は母が重度の障害(概ねA又は1・2級)にある児童
- ③父母が婚姻を解消した児童
- ④父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ⑤父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧その他これらに準ずる状態にある者で町長が認めるもの

〔手当の額〕 遺児1人につき 月額5,000円

〔所得制限〕（2024年11月から）

扶養親族等の数	受給資格者	扶養義務者等
0 人	2,080,000円	2,360,000円
1 人	2,460,000円	2,740,000円
2人目以降	1人増すごとに380,000円加算	

*老人扶養、特定扶養親族がある場合は、所得限度額に一定額を加算

〔手当の支給〕

認定申請を受け付けた日の翌月～遺児が18歳到達年度の末日までの最長60月（5年）。奇数月に、それぞれの前月までの分を支給

〔費用負担〕 全額町費負担

〔支給総額と受給者数の推移〕

年度	月 額	支給総数	総支給額	受給者数	遺児数	遺児数 前年比
2023	5,000円	3,024人	15,120,000円	164人	266人	7.3%
2024	5,000円	3,199人	15,995,000円	177人	288人	8.3%
2025	5,000円	3,075人	15,375,000円	156人	252人	△12.5%

受給者数、遺児数は3月31日現在の支給制限者を除いた実数

〔事由別受給状況〕（2026年3月31日現在）

受給者	配偶者の 死亡	離 婚	遺 棄	障 害	未 婚	拘禁	合 計
父	1人	3人	0人	1人	0人	0人	5人
母	13人	121人	0人	0人	14人	0人	148人
養育者	1人	2人	0人	0人	0人	0人	3人
合 計	15人	126人	0人	1人	14人	0人	156人

受給事由が重複する場合は、当初の受給事由とする。

4 ひとり親世帯等家計相談事業

〔目 的〕

家計管理がうまくできず、生活に不安を抱えているひとり親世帯などの方に対し、ファイナンシャルプランナーとの個別相談事業を実施することで、収入・支出管理などの家計管理能力を向上させ、対象者の方の自立支援を図ります。

〔対象者〕

東浦町遺児手当や児童扶養手当の受給資格認定者、または同様の状況にあると認められる者

〔事業概要〕

ファイナンシャルプランナーによる個別の家計相談事業を実施し、お金の使い道のサポート・家計管理等様々な相談を受けることにより、対象者が長期的な出費を予測し、計画的に貯蓄等家計を管理する能力を身につけるよう促す。

〔実施状況〕

年度	2023	2024	2025
参加者数	10人	8人	4人

5 ひとり親家庭等児童受験料給付事業

〔目 的〕

高等学校や大学の受験料の捻出が困難なひとり親家庭等に対し、受験にかかった費用の一部を町が負担することによって、ひとり親家庭等の児童の将来の自立に向けた取り組みを支援するとともに、ひとり親家庭等への経済的負担を軽減します。

〔対象者〕

ひとり親等であって、支給対象費用を支払ったもののうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 東浦町遺児手当の支給を受けている者
- (2) (1) に準ずる者として町長が認める者

〔支給対象費用・給付額〕

下記についてかかった金額を支給する。※各児童1回のみの支給、それぞれ上限10万円

- (1) 高等学校・高等専門学校・専修学校
 - ・入学選抜にかかる検定料
 - ・入学前納金（私立高等学校）※愛知県私立高等学校入学前納金補助金の対象となる場合は対象外
- (2) 大学・専修学校
 - ・大学入学共通テストの検定料
 - ・入学選抜にかかる検定料

〔支給状況〕

年度	中学校卒業			高等学校卒業		
	申請者数	総支給額	支給平均額	申請者数	総支給額	支給平均額
2023	13人	330,000円	25,385円	19人	1,204,000円	63,368円
2024	21人	558,950円	26,617円	11人	628,000円	57,091円
2025	12人	364,000円	30,333円	14人	658,000円	47,000円

6 子育て支援ヘルパー派遣事業

〔目 的〕

妊婦又は乳幼児のいる母親が体調不良等により家事又は育児が困難な世帯に対し、子育て支援ヘルパーを派遣することで、保護者の子育てを支援し、もって乳幼児の健全な育成に寄与することを目的とする。

〔派遣対象世帯〕

東浦町内に住所を有する妊婦又は母親等が、次の各号（町長が特別な理由があると認める場合は第2号を除く。）に該当する世帯とする。

（1）次のいずれかに該当する理由により家事又は育児を行うことが困難な世帯

ア.妊婦が切迫流産その他の妊娠に起因する疾病のため、医師の診断により療養が必要と認められる場合

イ.母親等が出産後の体調不良その他の傷病等のため、継続的な支援が必要と認められる場合

ウ.児童を3人以上養育している場合

エ.多胎児児童を養育している場合

オ.その他町長が認める場合

（2）昼間において当該妊婦又は母親等を援助する者がいない世帯

〔サービスの内容〕

（1）家事に関する援助（調理、掃除、生活必需品の買い物）

（2）育児に関する援助（授乳の手伝い、オムツ交換、沐浴の介助）

（3）生活や育児に関する相談及び助言

〔利用者手数料〕

区分	1時間当たり手数料
生活保護世帯	0円
非課税世帯	110円
上記以外の世帯	220円

〔事業費〕

1時間当たり2,200円

〔委託事業者〕

社会福祉法人東浦町社会福祉協議会、特定非営利活動法人絆

〔利用者と事業費の推移〕

区分	2023年度	2024年度	2025年度
利用者人数	13人	25人	23人
派遣総時間数	441時間	1,133時間	1,056時間
事業費	970,200円	2,493,700円	2,323,200円

7 子育て短期支援事業

〔目 的〕

児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子等が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、これらの者を児童福祉施設において一時的に養育又は保護する東浦町子育て短期支援事業を実施することにより、当該児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

〔対象者〕

町内在住の18歳未満の児童、母子などであって、次のいずれかの状態の場合

- ① 保護者が社会的理由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、出張及び学校などの公的行事への参加）により家庭における養育が一時的に困難になる状態
- ② 夫の暴力などにより緊急一時的に保護を必要とする状態

〔利用期間〕

原則 7 日以内

〔利用者手数料〕

世帯区分	対象者区分	手数料（1人1日）
生活保護	全て	0 円
市町村民税非課税世帯又は母子、父子家庭などの世帯	2 歳未満の児童、慢性疾患児童	1,100円
	2 歳以上の児童	1,000円
	緊急一時保護の母親など	300円
上記以外の世帯	2 歳未満の児童、慢性疾患児童	5,350円
	2 歳以上の児童	2,750円
	緊急一時保護の母親など	750円

〔事業費〕

対象者の区分	事業単価（1 人 1 日）
2 歳未満の児童及び慢性疾患に雇っている児童	10,700円
2 歳以上の児童	5,500円
18歳未満の児童の母等	1,500円

〔実施施設〕

社会福祉法人相和福祉会 風の色
 社会福祉法人相和福祉会 波うさぎ
 社会福祉法人 半田同胞園

〔利用者と事業費の推移〕

区分	2023年度		2024年度		2025年度	
	利用人数	事業費	利用人数	事業費	利用人数	事業費
風の色	児童 6 人	65,100円	児童 0 人	0 円	児童 1 人	5,500円
波うさぎ	児童 0 人	0 円	児童 3 人	139,100円	児童 0 人	0 円
半田同胞園	児童 0 人 母 0 人	0 円	児童 0 人	0 円	児童 0 人	0 円